

## 変更前後対照表

(下線：変更箇所)

築地地区地区計画			
	項目	変更後	変更前
地区整備計画	建築物の敷地面積の最低限度	<p>建築物の敷地面積の最低限度は 80 m<sup>2</sup>とする。ただし、<u>次の各号のいずれかに該当し、その土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合は、この限りでない。</u></p>	<p>建築物の敷地面積の最低限度は 80 m<sup>2</sup>とする。ただし、<u>仮換地として指定された土地について、その全部を建築物の一の敷地として使用する場合又は従前の宅地の部分を建築物の敷地として使用することができる所有権、賃借権その他の権利を有する者が仮換地として指定された土地の部分を建築物の一の敷地として使用する場合はこの限りではない。</u></p>
		<p>(1) <u>土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定により公告があった日の翌日において、従前、建築物の敷地として使用されていた宅地とみなされた土地</u></p> <p>(2) <u>土地区画整理法第 103 条第 4 項の規定により公告があった日の翌日において従前の宅地について存した所有権、賃借権その他の権利を有する宅地とみなされた土地の部分を建築物の敷地として使用するならば 80 m<sup>2</sup>に満たないこととなる土地</u></p> <p>(3) <u>前 2 号の土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部</u></p>	<p>(新設)</p>